津島市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業における指定事業者の指定に関する要綱

令和６年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、津島市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成28年津島市規則第49号）第５条第２項の規定に基づき、法令に定めるもののほか、指定事業者の指定（介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の５第１項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の拒否）

第２条　市長は、法第115条の45の５第１項の申請があった場合において、指定事業者の指定をすることにより次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定事業者の指定をしないことができる。

(1)　津島市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過するおそれがある場合

(2)　市における法第115条の45第１項各号に掲げる地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがある場合

２　市長は、前項の規定により指定事業者の指定をしないこととしたときは、介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業指定事業者申請却下通知書（別記様式）により法第115条の45の５第１項の申請をした者に通知するものとする。

３　前２項の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

（指定に係る有効期間）

第３条　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令という。）第140条の63の７の市町村が定める期間は、６年とする。

（変更の届出等）

第４条　指定事業者は、省令第140条の62の３第２項第４号又は第５号の規定による届出は、当該変更又は再開の日から10日以内にしなければならない。

（補則)

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　　この要綱は、平成28年10月31日から施行する。

　この要綱は、平成29年３月21日から施行する。

この要綱は、平成30年10月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。